

## 令和3年度第7回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 三次市役所6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(10人)
  - 1番 有重 貢      2番 池本 秀雄      4番 大前 万寿美      12番 平尾 敏之
  - 13番 廣瀬 勝秀      15番 松山 和登      16番 箕田 英紀      17番 向井 泰治
  - 18番 横田 和彦      19番 吉森 法和
4. 欠席委員(9人)
  - 3番 上田 憲昭      5番 加藤 好隆      6番 河本 研二      7番 木原 孝行
  - 8番 寺重 茂晴      9番 橋本 正二      10番 橋本 洋資      11番 林 敏明
  - 14番 福田 博之
5. 議事日程
  - 報告第22号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
  - 報告第23号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
  - 報告第24号 非農地証明願承認
  - 議案第38号 農地法第3条
  - 議案第39号 農地法第4条第1項
  - 議案第40号 農地法第5条第1項
  - 議案第41号 農用地利用集積計画
  - 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
6. 農業委員会事務局職員  
中廣事務局長, 上岡係長, 森井主査
7. 会議の概要

局長 只今から令和3年度第7回三次市農業委員会総会を開会いたします。  
箕田会長職務代理からのごあいさつをお願いいたします。

(箕田会長職務代理あいさつ)

局長 それでは今後の進行につきましては箕田会長職務代理よろしく申し上げます。

議長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。  
新型コロナウイルス対応として過半数での開催を行います。  
本日の出席委員数をご報告します。  
本日の出席委員は10名です。  
出席者制限下ですが、過半数がありますので本日の総会は成立いたします。  
本日の議事録署名者に大前委員, 平尾委員を指名しますのでよろしく申し上げます。  
それでは令和3年度第7回三次市農業委員会総会を開会します。  
本日の日程について事務局から説明を求めます。

局長 本日の議事日程は報告案件が、報告第 22 号から報告第 24 号までの 3 件です。  
議案は議案第 38 号から議案第 42 号までの 5 議案です。  
慎重にご審議のうえご承認よろしく申し上げます。

議長 報告第 22 号から報告第 24 号まで順次説明を求めます。

局長 報告第 22 号、利用権の終了（農用地利用集積計画）について 5 件報告します。  
内容は 9 月 10 日まで利用権設定の解約の申し出があったものです。  
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 23 号、農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について 8 件報告します。  
内容は 9 月 10 日までに相続等による所有権移転の届け出があったものです。  
詳細については議案書の 4 ページから 8 ページをご一読ください。

報告第 24 号、非農地証明願承認について 3 件報告します。

申請番号 12、非農地となった理由は昭和 62 年に家を新築、その後宅地として利用し現在に至っております。

申請番号 13、非農地となった理由は平成 3 年に家を新築、その後宅地として現在に至っております。

申請番号 14、非農地となった理由は平成 27 年に全面国道の拡幅買収があり、その際に水路の反対側に幅 1m の土地が残り、現在に至るものです。

議長 報告 22 号から報告第 24 号報告しました。  
何かご質問等がございますか。

（質疑なし）

議長 それでは議案に入ります。  
議案第 38 号、農地法第 3 条について事務局から順次説明を求めます。

局長 議案書 10 ページ、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件説明しますのでご承認よろしく申し上げます。

申請番号 54、譲受人が●●●●さんで新規就農です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 9 月 19 日に推進委員と現地確認を実施しました。

譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは親戚関係であり、申請地は譲受人の住居に近く、退職後の農業従事への農地取得として話がまとまりました。

新規就農ですが実家の父から農業を習得し営農するとのことでした。

審議よろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号54を決します。  
つづいて申請番号55の説明を求めます。

局 長 申請番号 55，譲受人が●●●●さんで新規就農です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り，許可要件のすべてを満たしています。  
申請地は空き家情報バンクに登録された，空き家に付属する農地であり別段の面積  
を 1 a に設定した区域です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員からの意見書を代読します。  
譲受人は空き家バンクで購入され，付随した面積 202 m<sup>2</sup>を活用されます。  
譲受人は新規就農で，近隣の親戚から農機具・技術指導を受ける予定です。  
作物は町内の直売所で販売予定です。  
周辺に隣接する農地はなく支障はありません。  
ご審議よろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号55を決します。  
続いて申請番号56の説明を求めます。

局 長 申請番号 56，譲受人が●●●●さんで経営面積が 18,784 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り，許可要件のすべてを満たしています。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 9 月 22 日に地元委員と現地確認を致しました。  
譲渡人の●●さんは●●●●に居住され，帰郷困難で譲渡したく，譲受人の●●さん  
と協議のうえ申請に至りました。  
●●さんは●●●●に居住されていますが，月に数回は太陽光施設の管理で来られ，  
農地管理も可能です。  
近隣の方へも挨拶され，荒廃対応として好感を得られています。  
周辺農地にも支障はありません。  
よろしくご審議お願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号56を決します。  
つづきまして議案第39号，農地法第4条第1項について事務局から説明を求めます。

局 長 議案書11ページをご覧ください。  
議案第39号，農地法第4条第1項の許可申請について1件説明いたします。  
ご承認頂きますようお願いいたします。  
申請番号 15，申請人が●●●●さん，内容は墓地の整備です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。  
農振農用地区域除外見込み，墓地埋葬法許可見込みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員より意見書を預かっていますので代読します。  
申請人の墓地は山中にあり，自らが所有する自宅近くの農地に移転するものです。  
他に適当な用地もなく，周辺農地も耕作放棄地で支障をきたすことはありません。  
周辺住民の了解も得られております。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号15を決します。  
議案第39号，農地法第4条第1項の許可申請については，申請番号15を異議なしと認め決します。  
続いて議案第 40 号，農地法第 5 条第 1 項について事務局より説明を求めます。

局 長 議案書 12 ページをご覧ください。  
議案第 40 号，農地法第 5 条第 1 項による許可申請について 12 件説明します。  
ご承認頂きますようお願いいたします  
申請番号 80 は再保留といたしました。  
理由は，前回保留から今回締め切りまでに用地確定に及んでいないためです。

続いて申請番号 81，譲受人が●●●●さん，内容が一般住宅の建築です。  
申請地は都市計画法に基づく用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されま  
す。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員より原稿を預かっていますので代読します。  
譲受人の●●●●さんは●●●●に居住ですが，実家に近い本申請地に住宅を建築予  
定です。  
施工内容として，土地の形状は現状で利用し，土地の造成・整地はされません。  
土砂の流出・崩壊等について被害の恐れなく，現状で使用されます。

用水は公共上水道、雨水は水路へ放流、汚水・生活雑排水は公共下水道へ排出されます。

工事・施工にあたっては周辺農地に影響を与えないよう実施されます。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号81を決します。  
つづいて申請番号 82 の説明を求めます。

局 長 申請番号 82, 譲受人が●●●●さん, 内容は庭敷及び駐車場の整備です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人の●●さんは, 譲渡人の祖父の代から耕作をされていました。  
このたび●●さんとの協議が整い申請に至りました。  
庭敷と駐車場の整備で近隣への影響はありません。  
ご審議よろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号82を決します。  
続いて申請番号 83 の説明を求めます。

局 長 13 ページをご覧ください。  
申請番号 83, 議案書に農振農用地の記載がありますが, 記載ミスで削除願います。  
譲受人が●●●●で, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。  
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 本件は 9 月 22 日に関係委員で現地確認を行いました。  
申請地は近年耕作されておらず, 斜面のある農地で管理が困難であり, 譲受人の●●●●に相談され, 協議のうえ申請されました。  
申請地は, 整地し防草シートを敷設予定, 雨水は水路へ放流, 隣接の土地所有者との同意済であり, 汚水の発生もありません。  
ご審議よろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号83を決します。  
続いて申請番号 84 の説明を求めます。

局 長 申請番号 84, 譲受人が●●●●さん, 申請内容は一般住宅, 農業用倉庫及び庭敷の整備です。  
申請地は都市計画法に基づく用途地域内にあることから第 3 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員より意見書を預かっていますので代読します。

譲受人は市外に在住され本年に定年退職の予定で, 退職後に帰郷し後継者として農業を営まれる予定です。

居宅建設に伴い, 用地を母親である●●●●さんからの使用貸借で, 実家西側の土地に建設することになり申請に至りました。

農業用倉庫は●●年に農業用倉庫を建設されましたが無許可でした。

今回, 新築において農業用倉庫が無許可であったことが判明し, 申請に合わせて始末書を提出されます。

排水は合併浄化槽を設け北側道路側溝に排出し, 雨水は農業用倉庫側に新設水路を設け北側道路側溝に排出されます。

田に接する住宅の北, 西, 南側にはコンクリート擁壁を設け, 周辺土地への土砂流出を防除します。

施工においては周辺農地に配慮し施工を行います。

申請地は第 3 種農地であり, 前述のとおり必要な処置を講じておりますので問題ないものと判断します。

よろしくご審議をお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号84を決します。  
続いて申請番号 85 の説明を求めます。

局 長 申請番号 85, 譲受人が●●●●, 申請内容が太陽光発電設備の設置です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。  
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委員長 本件は9月22日に現地確認を行いました。

近隣は耕作されていない農地で、譲渡人の●●さんは複数の農地をお持ちですが耕作困難となり、譲受人の●●●●さんと協議のうえ申請されました。

申請地は整地のうえ防草シートを敷設されます。

用水は必要なく、雨水は近隣の川に放流、必要に応じて側溝を敷設します。

申請地近隣に民家はなく太陽光発電に適しています。

よろしくご審議願います。

議長 これに対し異議はありますか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号85を決めます。  
続いて申請番号86の説明を求めます。

局長 申請番号86、譲受人が●●●●、内容が共同住宅の建築です。  
申請地は都市計画法に基づく用途地域内にあることから第3種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありますか。

事務局 地元委員より意見書を預かっておりますので代読します。

譲受人は●●●●で、申請事由は共同住宅の建築です。

譲渡人は現在耕作を行っておらず、今後も耕作予定はありません。

後継者もなく休耕地の有効利用を考えておられ、●●●●より共同住宅建築による賃貸住宅経営事業の申し入れがあり、合意によりこの申請に至りました。

●●橋北側に位置する申請地周辺は、すでに宅地開発が進んでいる地域です。

北側は宅地、西側は市道及び水路、東側は道路、南側は宅地となっております。

排水は、市道に下水道の敷設工事が進んでおり、これに排水接続する予定です。

雨水については西側の水路に流出予定です。

土砂流出の恐れはなく、施工についても周辺地への配慮を行い、被害を及ぼさないよう施工されます。

申請地は第3種農地であり、前述のとおり必要な措置を講じており問題はないものと考えます。

ご審議よろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号86を決めます。  
続いて申請番号87の説明を求めます。

局長 申請番号87、譲受人が●●●●で、申請内容は分譲住宅用地の整備です。

申請地は都市計画法に基づく用途地域内にあることから第3種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員より意見書を預かっておりますので代読します。

譲受人は●●●●，申請内容は分譲住宅用地です。

譲渡人は遠方に在住され、耕作できず、長年周辺地域にご迷惑をかけていましたが譲受人との協議のうえ申請に至りました。

南側は市道と水路、残る三方は空き地で、市道を挟んだ南側の区画と併せて分譲地とする計画です。

排水については合併浄化槽を設け、南側水路に排出、雨水も南側水路に排出します。

周辺への土砂崩れの恐れはありませんが、施工の際には周辺に配慮し被害を及ぼさないよう施工を行います。

申請地は第3種農地であり、必要な措置を講じますので問題ないと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号87を決めます。

続いて申請番号88の説明を求めます。

局 長 申請番号88、譲受人は持分6/10を●●●●さん、4/10を●●●●さん、申請内容は一般住宅の建築です。

本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

農振農用地区域除外見込みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員より意見書を預かっておりますので代読します。

譲受人は●●●●に在住される譲渡人の長女で、今回、農家の継承者として、両親の近くに居住する住宅建築のため申請されました。

●●●●号線の脇にある申請地は、現在自己保全のままで耕作しておらず、外に住宅地として適地がなく、本申請地を選択されました。

申請地は北側が住宅進入路、西側が●●●●号線、東側は自己保全の圃場です。

生活排水は公共下水へ排水、雨水は東側の側溝へ排水します。

東側、南側の農地へは、土砂の流出を防止する措置を行います。

周辺農地等への支障はないと思われれます。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。



全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号88を決します。  
続いて申請番号 89 の説明を求めます。

局 長 申請番号 89, 譲受人は●●●●さん, 申請内容は農業用倉庫の建築です。  
申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農用地の区域内にあることから, 第 1 種農地とみなされます。  
周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり, 他に適切な土地がないことからやむなく本申請地を選定しました。  
本件は第 1 種農地の許可の例外に該当します。  
農振農用地区域除外見込みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人の●●さんは農業用倉庫を建築する場所を探しておられたのですが, 外に適切な場所なく, 自宅に近く利便性のよい本申請地を転用申請されました。  
隣接する水田に影響のないようブロックで擁壁を施工され, 汚水は公共の下水道を利用されます。  
許可前に建物を建築したことで始末書が添付されています。  
農業用倉庫として有効利用される予定です。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号89を処理諮問と致します。  
続いて申請番号 90 の説明を求めます。

局 長 申請番号 90, 譲受人は●●●●さん, 申請内容は太陽光発電施設の設置です。  
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。  
再生可能エネルギーの固定価格買取制度を定めたFIT法の適用を受けず, 登録小売電気事業者が電気の買取を行うものです。  
農振農用地区域除外見込みです。

議 長 地元委員の説明は私より説明させていただきます。  
申請の●●●●さんと●●●●さんは親子関係です。  
息子さんの●●さんは会社員で, 農業には従事されていません。  
父親の●●さんは高齢となり, 当該農地への農機具移動は交通量も多く危険であることや, 通過後の道路清掃も大変なことから, 太陽光発電にして生活の糧とされます。  
排水は●●川に放水されます。  
侵入路は十分確保され, 周辺農地への悪影響はありません。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号90を決します。  
続いて申請番号 91 の説明を求めます。

局 長 申請番号 91, 譲受人が●●●●さん, 申請内容が太陽光発電の設置です。  
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。  
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済です。

議 長 地元委員の意見は私より説明させていただきます。  
申請地は圃場整備されていない三角形の耕作しにくい土地です。  
所有者の●●●●さんは高齢であり, 同居の息子さんは会社員で農業従事が不可能で, 昨年より休耕されています。  
今回, 太陽光発電の転用について申請をされました。  
排水につきましては用水路を経由して第3者の水田に流れますが, 関係者との協議のうえ, 将来問題発生時は使用者が責任をもって対処することで了解されています。  
周辺農地への悪影響はないと思われれます。  
ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号91を決します。  
議案第 40 号, 農地法第 5 条第 1 項について, 申請番号 80 を保留とし, 申請番号 81 から申請番号 88, 申請番号 90 から申請番号 91 を異議なしと決し, 申請番号 89 を許可妥当として処理諮問を出します。  
つづいて議案第 41 号, 農用地利用集積計画について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 41 号, 農用地利用集積計画について説明します。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項の規定により農用地利用計画を策定したいので承認頂きますようお願いします。  
51 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。  
農用地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が 2 件で 3, 815 m<sup>2</sup>です。  
農用地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が 63 件で 367, 174 m<sup>2</sup>です。  
合わせて合計が 65 件で 370, 989 m<sup>2</sup>です。

議 長 議案第 41 号, 農用地利用集積計画について異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め議案第41号、農用地利用集積計画について承認することに決めます。  
続いて議案第42号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分  
計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

局長 52ページをご覧ください。

議案第42号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案  
に対する意見について説明します。

ご承認頂きますようお願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる、農用地利用配分計画について適当と認  
める旨、回答しようとするものです。

配分計画の内訳は以下のとおりです。

1件目、55ページから63ページをご覧ください。

海渡地区において農事組合法人海渡に、農地159筆、面積358,194㎡、農地中間管理  
機構を通じて転貸するものです。

2件目、66ページをご覧ください。

上川立地区において策定されている人・農地プランに基づき、担い手である農事組  
合法人ふかせ に農地2筆、面積6,598㎡、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

3件目、69ページをご覧ください。

清河地区において策定されている人・農地プランに基づき、担い手である農事組  
合法人ファームあおが に農地1筆、面積2,382㎡、農地中間管理機構を通じて転貸するも  
のです。

議長 議案第42号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案  
に対する意見について異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め議案第42号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地  
利用配分計画案に対する意見について承認することに決めます。

以上にて本日の議案審議のすべてを修了いたします。

事務局 次回の第8回農業委員会総会はコロナ非常事態宣言解除となっておりますので通常  
の出席開催とし、別途日程案内いたします。

以上

令和 年 月 日

三次市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

三次市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

三次市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_